

大阪府立吹田高等学校学校協議会傍聴要項

大阪府立吹田高等学校学校協議会の会議傍聴に関する事項について定める。

(要項の目的)

第一条 この要項は、大阪府立吹田高等学校学校協議会（以下、「協議会」という。）の会議を円滑に進めるため、その傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴人の入場手続き)

第二条 会議を傍聴しようとする者は、協議会会長に傍聴許可を得なければならない。また、傍聴人受付簿（別紙様式1）に住所氏名を記入の上、関係の係員の指示に従い傍聴席に着かなければならない。

(傍聴人の入場制限等)

第三条 傍聴席に限りがあるため、傍聴席が満員となったときは協議会会場に入場ができない。

傍聴席は、10席を限度とする。

この要項は、平成24年6月15日から施行する。